

## 第1案

## 新旧対照表

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| 新たな価値づくり研究開発支援補助金交付要綱<br>(通則)<br>第1条 新たな価値づくり研究開発支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。<br>(交付の目的)<br>第2条 この補助金は、物価高騰の影響による厳しい経営環境においても将来にわたる研究開発投資を促進することにより、県内企業の持続的な発展を図るため、製造業者等を対象として、これまで自社等で取り組んできた先行開発の成果等を基に、具体的な市場（客先）ニーズを踏まえ、取り組むべき課題と技術構想が明確になっている応用開発・実用化開発（以下「応用・実用化開発」という。）を支援することを目的とする。<br>(定義)<br>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。<br>(1) 代表事業者 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）において、応用・実用化開発及び事業化の中核を担う者で、広島県内に事業所（本社、開発拠点等）を有する製造業者等をいう。<br>(2) ~ (4) 略<br>(5) 事業管理機関 広島県内に事業所を有する一般公益財団法人、一般公益社団法人、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、金融機関、特定非営利活動法人等の産業支援機関であって、応用・実用化開発の進行管理等を行う能力があると知事が認めるものをいう。<br>(6) 開発グループ 代表事業者と、事業者又は大学等研究機関が連携して補助事業において応用・実用化開発及び事業化を行うために構成される組織をいう。<br>(補助事業)<br>第4条 県は、第2条の目的を達成するため、補助事業を行う補助金の交付の対象となる代表事業者又は事業管理機関（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。<br>2 補助事業者（代表事業者）が行う補助事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。<br>(1) (略)<br>(2) 自社等の基礎研究・応用研究の成果を基にした、ものづくり又はデジタル化に関する応用・実用化開発を行うこと。<br>(3) (略)<br>(4) 県内の製造業者等においてものづくりの高度化又はデジタル化に資するものであること。<br>(5) これまでにこの要綱に基づいて補助金の交付を受けた開発テーマと同一内容の応用・実用化開発でないこと。<br>3 (略)<br>(補助事業者)<br>第5条 前条第2項の補助事業を行うに当たっては、代表事業者は次に掲げる要件を全て満たさなければならない。<br>(1) 広島県内に事業所を有し、資本金の額若しくは出資の総額が10億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人であること。<br>(2) 物価高騰の影響を受けていること。 | 競争力強化研究開発等支援補助金交付要綱<br>(通則)<br>第1条 競争力強化研究開発等支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。<br>(交付の目的)<br>第2条 この補助金は、長引く物価高や米国関税措置による影響など、不確実性が高く、厳しい経営環境下においても、研究開発などの競争優位性獲得のための投資を減退させることなく、高付加価値な製品開発に加え、原価低減に向けた生産技術開発等を促進することにより、自動車を中心とした県内製造業者等の競争力強化を図ることを目的とする。<br>(定義)<br>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。<br>(1) 代表事業者 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）において、 <b>高付加価値な製品開発又は原価低減に向けた生産技術開発等</b> 及び事業化の中核を担う者で、広島県内に事業所（本社、開発拠点等）を有する製造業者等をいう。<br>(2) ~ (4) 略<br>(5) 事業管理機関 広島県内に事業所を有する一般公益財団法人、一般公益社団法人、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、金融機関、特定非営利活動法人等の産業支援機関であって、 <b>高付加価値な製品開発又は原価低減に向けた生産技術開発等</b> の進行管理等を行う能力があると知事が認めるものをいう。<br>(6) 開発グループ 代表事業者と、事業者又は大学等研究機関が連携して補助事業において <b>高付加価値な製品開発又は原価低減に向けた生産技術開発等</b> 及び事業化を行うために構成される組織をいう。<br>(7) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げるものをいう。<br>(補助事業)<br>第4条 県は、第2条の目的を達成するため、補助事業を行う補助金の交付の対象となる代表事業者又は事業管理機関（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。<br>2 補助事業者（代表事業者）が行う補助事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。<br>(1) (略)<br>(2) <b>高付加価値な製品開発又は原価低減に向けた生産技術開発等を推進するために、取り組むべき課題と解決構想が明確になっている開発</b> を行うこと。<br>(3) (略)<br>(4) 県内の製造業者等において <b>ものづくりの高度化</b> に資するものであること。<br>(5) これまでにこの要綱に基づいて補助金の交付を受けた開発テーマと <b>同一内容の開発</b> でないこと。<br>3 (略)<br>(補助事業者)<br>第5条 前条第2項の補助事業を行うに当たっては、代表事業者は次に掲げる要件を全て満たさなければならない。<br>(1) 広島県内に事業所を有し、 <b>資本金の額又は出資の総額が100億円未満の会社及び個人</b> であること。<br>(2) 物価高騰 <b>や米国関税</b> の影響を受けていること。 |

2 (略)

3 (略)

第6条～第23条 (略)

## 附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

(中略)

## 附 則

この要綱は、令和7年1月10日から施行し、施行日前に交付決定された補助金については、なお従前の例による。

2 (略)

3 (略)

第6条～第23条 (略)

## 附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

(中略)

## 附 則

この要綱は、令和7年1月10日から施行し、施行日前に交付決定された補助金については、なお従前の例による。

## 附 則

この要綱は、令和8年1月9日から施行し、施行日前に交付決定された補助金については、なお従前の例による。

別表1 (第6条関係)

| 補助対象<br>経費の区分       | 補助対象経費の内容   | 補助率              | 補助<br>限度額                  |
|---------------------|---|------------------|----------------------------|
| 試作・試験費              | 1 本開発に係る目的物を試作する場合の原材料、部品等の購入に要する経費<br>2 本開発に係る目的物の試作、原材料の加工、試料の製造、試験・分析等の外注委託に要する経費<br>3 本開発に必要な試験、分析等を行うための材料、試薬品等の購入に要する経費 |                  |                            |
| 機械装置・工具器具費          | 本開発に必要な、<br>・機械装置の購入、据付に要する経費<br>・機械装置の借用、リースに要する経費<br>・既存の機械装置の改良に要する経費<br>・工具器具の購入に要する経費                                    | 一般型<br>1/2<br>以内 | 5,000万円                    |
| 研究連携費<br>《開発グループのみ》 | 技術課題の解決のため、開発グループ内の大学等研究機関との連携に要する経費  | 重点型<br>2/3以内     |                            |
| 技術指導費               | 専門的知識を有する者を専門家として依頼し、指導・相談を受けた場合に要する経費  |                  |                            |
| 諸経費                 | 特許取得費（日本の行政庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求料、特許料等）を除く。）、本開発を行うために直接必要な従業員の旅費、資料購入費、調査委託費、法定検査・検定料等に必要な経費、その他知事が特に必要と認める経費               |                  |                            |
| 直接人件費               | 本開発に直接関与する者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る。）の直接作業時間に対する人件費で別に定める算出に基づく経費   |                  |                            |
| 事業管理費               | 事業管理機関が行う、代表事業者単独又は開発グループにおける研究開発の進行管理等に要する経費   | 10/10<br>以内      | 代表事業者の補助金の<br>10/100に相当する額 |

別表1 (第6条関係)

| 補助対象<br>経費の区分       | 補助対象経費の内容   | 補助率  | 補助<br>限度額                  |
|---------------------|---|--|----------------------------|
| 試作・試験費              | 1 本開発に係る目的物を試作する場合の原材料、部品等の購入に要する経費<br>2 本開発に係る目的物の試作、原材料の加工、試料の製造、試験・分析等の外注委託に要する経費<br>3 本開発に必要な試験、分析等を行うための材料、試薬品等の購入に要する経費 |  |                            |
| 機械装置・工具器具費          | 本開発に必要な、<br>・機械装置の購入、据付に要する経費<br>・機械装置の借用、リースに要する経費<br>・既存の機械装置の改良に要する経費<br>・工具器具の購入に要する経費                                    | 1/2<br>以内<br>(中小企業<br>にあって<br>は、2/3<br>以内) | 5,000万円                    |
| 研究連携費<br>《開発グループのみ》 | 技術課題の解決のため、開発グループ内の大学等研究機関との連携に要する経費  |  |                            |
| 技術指導費               | 専門的知識を有する者を専門家として依頼し、指導・相談を受けた場合に要する経費  |  |                            |
| 諸経費                 | 特許取得費（日本の行政庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求料、特許料等）を除く。）、本開発を行うために直接必要な従業員の旅費、資料購入費、調査委託費、法定検査・検定料等に必要な経費、その他知事が特に必要と認める経費               |  |                            |
| 直接人件費               | 本開発に直接関与する者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る。）の直接作業時間に対する人件費で別に定める算出に基づく経費<br><u>（直接人件費は補助申請額の1/2以内）</u>                                 |  |                            |
| 事業管理費               | 事業管理機関が行う、代表事業者単独又は開発グループにおける研究開発の進行管理等に要する経費   | 10/10<br>以内                                | 代表事業者の補助金の<br>10/100に相当する額 |

重点型：デジタル化に関する応用・実用化開発又はカーボンニュートラルに係る新分野展開・事業転換に向けた応

用・実用化開発

一般型：重点型以外

別表2（第6条関係）（略）

様式第1号（第7条関係）

広島県知事様

令和 年 月 日

申請者

所在地（本社の所在地）

企業名

代表者（名称及び代表者の職名氏名）

令和 年度新たな価値づくり研究開発支援補助金交付申請書

新たな価値づくり研究開発支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 事業対象区分等（いずれかにチェック）

| 区分     | 開発テーマ                   | チェック欄                    | 補助率等                      |
|--------|-------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 一般型    | ものづくりの高度化               | <input type="checkbox"/> | 1/2以内                     |
| 重点型    | デジタル化                   | <input type="checkbox"/> | 2/3以内                     |
|        | カーボンニュートラルに係る新分野展開・事業転換 | <input type="checkbox"/> |                           |
| 事業管理機関 | —                       | <input type="checkbox"/> | 代表事業者の補助金の10/100に相当する額を上限 |

2～3（略）

4 添付書類 ※(1)、(3)～(6)は申請者及び開発グループを構成する事業者について添付すること

(1)～(2)（略）

(3) 直接人件費対象者届出書等（新たな価値づくり研究開発支援補助金における直接人件費の計算に係る実施細則第5に規定する資料）

(4)～(7)（略）

（削除）

別表2（第6条関係）（略）

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

広島県知事様

申請者

所在地（本社の所在地）

企業名

代表者（名称及び代表者の職名氏名）

令和 年度競争力強化研究開発等支援補助金交付申請書

競争力強化研究開発等支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 企業区分等（いずれかにチェック）

| 区分                      | チェック欄                    | 補助率等                      |
|-------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 要綱第5条(1)に規定する者（中小企業を除く） | <input type="checkbox"/> | 1/2以内                     |
| 要綱第5条(1)に規定する者のうち中小企業   | <input type="checkbox"/> | 2/3以内                     |
| 事業管理機関                  | <input type="checkbox"/> | 代表事業者の補助金の10/100に相当する額を上限 |

2～3（略）

4 添付書類 ※(1)、(3)～(6)は申請者及び開発グループを構成する事業者について添付すること  
ただし、事業計画書提出時から変更のないものは、省略することが可能。

(1)～(2)（略）

(3) 直接人件費対象者届出書等（競争力強化研究開発等補助金における直接人件費の計算に係る実施細則第5に規定する資料）

(4)～(7)（略）

## 事業計画書

## 1 物価高騰による影響

## 2 応用・実用化開発テーマ

## (1) 応用・実用化開発テーマ

テーマ名

## (2) 応用・実用化開発の目的・目標

①開発目的・目標 (要約)

②事業化目標年度

## (3) 事業終了時期 (計画)

令和 年 月 日

## 3～4 (略)

## 5 応用・実用化開発の概要

## (1) 応用・実用化開発の狙い (市場(客先)ニーズを踏まえた開発の独自性・新規性)

## (2) 応用・実用化開発の目標

## 事業計画書

## 1 物価高騰や米国関税による影響

## 2 高付加価値な製品開発・原価低減に向けた生産技術開発等テーマ

## (1) 高付加価値な製品開発・原価低減に向けた生産技術開発等テーマ

テーマ名

## (2) 今回の開発内容 (いずれかにチェック)

| チェック欄                    | 区分             |
|--------------------------|----------------|
| <input type="checkbox"/> | 高付加価値な製品開発     |
| <input type="checkbox"/> | 原価低減に向けた生産技術開発 |

## (3) 高付加価値な製品開発・原価低減に向けた生産技術開発等の目的・目標

①開発目的・目標 (要約)

②事業化目標年度

## (4) 事業終了時期 (計画)

令和 年 月 日

## 3～4 (略)

## 5 高付加価値な製品開発・原価低減に向けた生産技術開発等の概要

## (1) 高付加価値な製品開発の狙い (市場(客先)ニーズを踏まえた開発の独自性・新規性)

原価低減に向けた生産技術開発等の狙い (先行技術を踏まえた技術の独自性・新規性)

## (2) 高付加価値な製品開発・原価低減に向けた生産技術開発等の目標

(3) 応用・実用化開発の技術課題

(4) 応用・実用化開発の課題解決構想

(5) 略

(6) 応用・実用化開発の体制

(開発体制概念図)

| 区分    | 名 称   | 職名 | 氏 名 | 役割・担当 | 開発業務の経歴 |
|-------|-------|----|-----|-------|---------|
| 事業者   | 開発従事者 |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
| 経理担当者 |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |

(3) 高付加価値な製品開発・原価低減に向けた生産技術開発等の技術課題

(4) 高付加価値な製品開発・原価低減に向けた生産技術開発等の課題解決構想

(5) 略

(6) 高付加価値な製品開発・原価低減に向けた生産技術開発等の体制

(開発体制概念図)

| 区分    | 名 称   | 職名 | 氏 名 | 役割・担当 | 開発業務の経歴 |
|-------|-------|----|-----|-------|---------|
| 事業者   | 開発従事者 |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
| 経理担当者 |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |
|       |       |    |     |       |         |

|             |  |  |  |  |
|-------------|--|--|--|--|
| 大学等<br>研究機関 |  |  |  |  |
|             |  |  |  |  |
| 事業管理<br>機 関 |  |  |  |  |

(注) 「5 応用・実用化開発の概要」全体で、12ページ以内とすること。

## 6 補助事業終了後の事業化計画

(1) 応用・実用化開発の成果を投入する市場(客先)、市場獲得の可能性

(2) ~ (3) (略)

## 7 県内への波及効果

(1) 県内産業への貢献

上記のうち、①DX (デジタルトランスフォーメーション)への貢献 (加点項目)

②CN (カーボンニュートラル)への貢献 (加点項目)

(2) 県内経済への波及効果

事業化に伴う企業への影響額 (売上増加額)

|               |
|---------------|
| 円 (1年目: 令和 年) |
| 円 (2年目: 令和 年) |
| 円 (3年目: 令和 年) |
| 円 (4年目: 令和 年) |
| 円 (5年目: 令和 年) |

|             |  |  |  |  |
|-------------|--|--|--|--|
| 大学等<br>研究機関 |  |  |  |  |
|             |  |  |  |  |
| 事業管理<br>機 関 |  |  |  |  |

(注) 「5 高付加価値な製品開発・原価低減に向けた生産技術開発等の概要」全体で、12ページ以内とすること。

## 6 補助事業終了後の事業化計画

(1) 高付加価値な製品開発・原価低減に向けた生産技術開発等の成果を投入する市場(客先)、市場獲得の可能性

(2) ~ (3) (略)

## 7 波及効果

(1) 高付加価値な製品開発の成果が及ぼす産業への貢献

生産技術開発等の成果が及ぼす原価低減とその効果

(削除)

(2) 経済への波及効果

事業化に伴う企業への影響額 (売上増加額又は原価低減額)

|               |
|---------------|
| 円 (1年目: 令和 年) |
| 円 (2年目: 令和 年) |
| 円 (3年目: 令和 年) |
| 円 (4年目: 令和 年) |
| 円 (5年目: 令和 年) |

## (3) 県内雇用への波及効果

|      |          |
|------|----------|
| 新規雇用 | 名 (令和 年) |
| 雇用維持 | 名 (令和 年) |

(注) 「7 県内への波及効果」全体で、2ページ以内とすること。

8 (略)

様式第1号 (第7条関係) 別紙2～3 (略)

様式第1号 (第7条関係) 別紙4

令和 年度新たな価値づくり研究開発支援補助金事業執行計画

(単位:千円)

| 経費区分       | 補助金交付申請額 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 備考 |
|------------|----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 試作・試験費     | 0        |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
| 機械装置・工具器具費 | 0        |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
| 研究連携費      | 0        |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
| 技術指導費      | 0        |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
| 直接人件費      | 0        |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
| 諸経費        | 0        |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
| 合 計        | 0        | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |    |
| うち概算払申請予定額 |          |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |

※概算払を希望する場合のみ提出すること

様式第2号 (第9条関係)

令和 年 月 日

広島県知事 様

申請者  
所在地  
企業名  
代表者

令和 年度新たな価値づくり研究開発支援補助金に係る  
計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業の計画変更(等)について、新たな価値づくり研究開発支援補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記 (以下略)

## (3) 雇用への波及効果

(内訳削除)

(注) 「7 波及効果」全体で、2ページ以内とすること。

8 (略)

様式第1号 (第7条関係) 別紙2～3 (略)

様式第1号 (第7条関係) 別紙4

令和 年度競争力強化研究開発等支援補助金事業執行計画

(単位:千円)

| 経費区分       | 補助金交付申請額 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 備考 |
|------------|----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 試作・試験費     | 0        |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
| 機械装置・工具器具費 | 0        |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
| 研究連携費      | 0        |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
| 技術指導費      | 0        |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
| 直接人件費      | 0        |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
| 諸経費        | 0        |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
| 合 計        | 0        | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |    |
| うち概算払申請予定額 |          |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |

※概算払を希望する場合のみ提出すること

様式第2号 (第9条関係)

令和 年 月 日

広島県知事 様

申請者  
所在地  
企業名  
代表者

令和 年度競争力強化研究開発等支援補助金に係る  
計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業の計画変更(等)について、競争力強化研究開発等支援補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記 (以下略)

## 様式第3号（第9条関係）

令和 年 月 日

広島県知事様

申請者  
所在地  
企業名  
代表者

令和 年度新たな価値づくり研究開発支援補助金に係る  
計画中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業の計画中止（廃止）について、新たな  
価値づくり研究開発支援補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記（以下略）

## 様式第4号（第9条関係）

令和 年 月 日

広島県知事様

報告者  
所在地  
企業名  
代表者

令和 年度新たな価値づくり研究開発支援補助金に係る  
補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業の遅延等について、  
新たな価値づくり研究開発支援補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記（以下略）

## 様式第3号（第9条関係）

令和 年 月 日

広島県知事様

申請者  
所在地  
企業名  
代表者

令和 年度競争力強化研究開発等支援補助金に係る  
計画中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業の計画中止（廃止）について、競争力強  
化研究開発等支援補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記（以下略）

## 様式第4号（第9条関係）

令和 年 月 日

広島県知事様

報告者  
所在地  
企業名  
代表者

令和 年度競争力強化研究開発等支援補助金に係る  
補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業の遅延等について、  
競争力強化研究開発等支援補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記（以下略）

令和 年 月 日

広島県知事様

広島県知事様

報告者

報告者

所在地

所在地

企業名

企業名

代表者

代表者

令和 年度新たな価値づくり研究開発支援補助金に係る

令和 年度競争力強化研究開発等支援補助金に係る

補助事業の遂行状況報告書

補助事業の遂行状況報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業の遂行状況について、新たな価値づくり研究開発支援補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業の遂行状況について、競争力強化研究開発等支援補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

記

## 1 補助事業の遂行状況(令和 年 9月30日現在)

## 1 補助事業の遂行状況(令和 年 9月30日現在)

## 2 補助対象経費の区別別支出状況(令和 年 9月30日現在)

## 2 補助対象経費の区別別支出状況(令和 年 9月30日現在)

| 区分         | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 支出額 | 進捗率 | 摘要 |
|------------|------------|--------|-----|-----|----|
| 試作・試験費     |            |        |     | %   |    |
| 機械装置・工具器具費 |            |        |     | %   |    |
| 研究連携費      |            |        |     | %   |    |
| 技術指導費      |            |        |     | %   |    |
| 直接人件費      |            |        |     | %   |    |
| 諸経費        |            |        |     | %   |    |
| 事業管理費      |            |        |     | %   |    |
| 合計         |            |        |     | %   |    |

| 区分         | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 支出額 | 進捗率 | 摘要 |
|------------|------------|--------|-----|-----|----|
| 試作・試験費     |            |        |     | %   |    |
| 機械装置・工具器具費 |            |        |     | %   |    |
| 研究連携費      |            |        |     | %   |    |
| 技術指導費      |            |        |     | %   |    |
| 直接人件費      |            |        |     | %   |    |
| 諸経費        |            |        |     | %   |    |
| 事業管理費      |            |        |     | %   |    |
| 合計         |            |        |     | %   |    |

(注) ○遂行状況は、申請書の補助事業実施計画書の内容と対応させて、研究開発のために使用した設備、材料及び研

(注) ○遂行状況は、申請書の補助事業実施計画書の内容と対応させて、研究開発のために使用した設備、材料及び研究開発の経過並びに内容について、図面、図表又は写真等も含め記載すること。

研究開発の経過並びに内容について、図面、図表又は写真等も含め記載すること。

○直接人件費が補助対象経費に含まれる場合は、「競争力強化研究開発等支援補助金における直接人件費の計算に係る実施細則」に定める「直接人件費積算書」及び「直接人件費積算明細書」を添付すること。

○直接人件費が補助対象経費に含まれる場合は、「新たな価値づくり研究開発支援補助金における直接人件費の計算に係る実施細則」に定める「直接人件費積算書」及び「直接人件費積算明細書」を添付すること。

令和 年 月 日

広島県知事様

報告者

所在地

企業名

代表者

令和 年度新たな価値づくり研究開発支援補助金に係る  
補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、新たな価値づくり研究開発支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

## 1 補助金交付決定額及び精算額

|          |   |   |
|----------|---|---|
| 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 補助金の精算額  | 金 | 円 |

## 2 事業実績報告書（別紙1）

## 3 事業収支決算書（別紙2）

（注）取得財産等がある場合には、要綱第18条第2項の規定に基づき、様式第9号による取得財産等管理台帳の写しを添付すること。

様式第6号（第12条関係）別紙1～2（略）

令和 年 月 日

広島県知事様

報告者

所在地

企業名

代表者

令和 年度競争力強化研究開発等支援補助金に係る  
補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、競争力強化研究開発等支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

## 1 補助金交付決定額及び精算額

|          |   |   |
|----------|---|---|
| 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 補助金の精算額  | 金 | 円 |

## 2 事業実績報告書（別紙1）

## 3 事業収支決算書（別紙2）

（注）取得財産等がある場合には、要綱第18条第2項の規定に基づき、様式第10号による取得財産等管理台帳の写しを添付すること。

様式第6号（第12条関係）別紙1～2（略）

## 様式第7号（第14条関係）

令和 年 月 日

広島県知事様

請求者

所在地

企業名

代表者

令和 年度新たな価値づくり研究開発支援補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け指令 第 号で補助金の額の確定通知を受けたので、新たな価値づくり研究開発支援補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり精算払を請求します。

1～2（略）

## 様式第7号（第14条関係）

令和 年 月 日

広島県知事様

請求者

所在地

企業名

代表者

令和 年度競争力強化研究開発等支援補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け指令 第 号で補助金の額の確定通知を受けたので、競争力強化研究開発等支援補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり精算払を請求します。

1～2（略）

## 様式第8号（第14条関係）

令和 年 月 日

令和 年 月 日

広島県知事様

請求者

所在地

企業名

代表者

令和 年度新たな価値づくり研究開発支援補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け指令 第 号の補助金について、新たな価値づくり研究開発支援補助金交付要綱第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり概算払を請求します。

1～2（略）

## 様式第8号（第14条関係）

請求者

所在地

企業名

代表者

令和 年度競争力強化研究開発等支援補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け指令 第 号の補助金について、競争力強化研究開発等支援補助金交付要綱第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり概算払を請求します。

1～2（略）

## 様式第9号（第15条関係）

令和 年 月 日

広島県知事様

報告者

所在地

企業名

代表者

令和 年度新たな価値づくり研究開発支援補助金  
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け指令第 号で補助金額の確定通知のあったこの補助事業について、次のとおり消費税等仕入控除税額が確定したので、新たな価値づくり研究開発支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条第1項の規定により、報告します。

1 補助金額（交付要綱第13条第1項による額の確定額）

円

2～4（略）

## 様式第9号（第15条関係）

令和 年 月 日

広島県知事様

報告者

所在地

企業名

代表者

令和 年度競争力強化研究開発等支援補助金  
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け指令第 号で補助金額の確定通知のあったこの補助事業について、次のとおり消費税等仕入控除税額が確定したので、競争力強化研究開発等支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条第1項の規定により、報告します。

1 補助金額（要綱第13条第1項による額の確定額）

円

2～4（略）

## 様式第10号（第18条関係）

取得財産等管理台帳

| 区分 | 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得年月日 | 耐用年数 | 保管場所 | 補助額 | 備考 |
|----|-----|----|----|----|----|-------|------|------|-----|----|
|    |     |    | 円  | 円  |    |       |      |      |     |    |

（注）

- 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が新たな価値づくり研究開発支援補助金交付要綱第19条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 財産の区分は、（イ）事業用備品（機械装置等）、（ロ）書籍、資料、図面類、（ハ）無体財産権（産業財産権等）、（ニ）その他の物件とする。
- 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

## 様式第10号（第18条関係）

取得財産等管理台帳

| 区分 | 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得年月日 | 耐用年数 | 保管場所 | 補助額 | 備考 |
|----|-----|----|----|----|----|-------|------|------|-----|----|
|    |     |    | 円  | 円  |    |       |      |      |     |    |

（注）

- 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が競争力強化研究開発等支援補助金交付要綱第19条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 財産の区分は、（イ）事業用備品（機械装置等）、（ロ）書籍、資料、図面類、（ハ）無体財産権（産業財産権等）、（ニ）その他の物件とする。
- 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第11号（第19条関係）

令和 年 月 日

広島県知事様

申請者  
所在地  
企業名  
代表者

令和 年度新たな価値づくり研究開発支援補助金に係る  
財産処分承認申請書

令和 年度新たな価値づくり研究開発支援補助金に係る取得財産等を処分したいので、新たな価値づくり研究開発支援補助金交付要綱第19条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記（以下略）

様式第11号（第19条関係）

令和 年 月 日

広島県知事様

申請者  
所在地  
企業名  
代表者

令和 年度競争力強化研究開発等支援補助金に係る  
財産処分承認申請書

令和 年度競争力強化研究開発等支援補助金に係る取得財産等を処分したいので、競争力強化研究開発等補助金交付要綱第19条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記（以下略）

様式第12号（第19条関係）

令和 年 月 日

広島県知事様

申請者  
所在地  
企業名  
代表者

令和 年度新たな価値づくり研究開発支援補助金に係る補助事業等の成果を活用して  
実施する事業に使用するための財産処分承認申請書

令和 年度新たな価値づくり研究開発支援補助金に係る取得財産等を処分したいので、新たな価値づくり研究開発支援補助金交付要綱第19条第4項ただし書の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記（以下略）

別紙（略）

様式第12号（第19条関係）

令和 年 月 日

広島県知事様

申請者  
所在地  
企業名  
代表者

令和 年度競争力強化研究開発等支援補助金に係る補助事業等の成果を活用して  
実施する事業に使用するための財産処分承認申請書

令和 年度競争力強化研究開発等支援補助金に係る取得財産等を処分したいので、競争力強化研究開発等補助金交付要綱第19条第4項ただし書の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記（以下略）

別紙（略）

様式第13号（第20条関係）

令和 年 月 日

広島県知事 様

報告者

所在地

企業名

代表者

令和 年度新たな価値づくり研究開発支援補助金に係る

令和 年度における事業状況報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業について、新たな価値づくり研究開発支援補助金交付要綱第20条の規定に基づき、令和 年度の事業化状況を下記のとおり報告します。

1～3 (略)

別紙 (略)

様式第14号（第21条関係）

令和 年 月 日

広島県知事 様

届出者

所在地

企業名

代表者

令和 年度新たな価値づくり研究開発支援補助金に係る

産業財産権等の取得等届出書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業の産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権等）の出願（取得、譲渡、実施権の設定）について、新たな価値づくり研究開発支援補助金交付要綱第21条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記（以下略）

様式第13号（第20条関係）

令和 年 月 日

広島県知事 様

報告者

所在地

企業名

代表者

令和 年度競争力強化研究開発等支援補助金に係る

令和 年度における事業化状況報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業について、競争力強化研究開発等支援補助金交付要綱第20条の規定に基づき、令和 年度の事業化状況を下記のとおり報告します。

1～3 (略)

別紙 (略)

様式第14号（第21条関係）

令和 年 月 日

広島県知事 様

届出者

所在地

企業名

代表者

令和 年度競争力強化研究開発等支援補助金に係る

産業財産権等の取得等届出書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業の産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権等）の出願（取得、譲渡、実施権の設定）について、競争力強化研究開発等支援補助金交付要綱第21条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記（以下略）